



消防署 お知らせ版



令和7年 春の全道火災予防運動 4/20-4/30

～守りたい 未来があるから 火の用心～

雪解けが進み空気が乾燥し、強風等が多くなり火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災の防止、火災による死傷者を減少させ、財産の損失を防ぐ目的のため全道一斉に春の火災予防運動が展開されます。

令和6年富良野市において発生した火災の出火原因は、こんろの消し忘れやストーブや煙突の未整備、電気器具若しくは配線の劣化、短絡によるもの、リチウムイオンバッテリーの使用方法・廃棄方法の誤り、などが見受けられました。市民の皆様におかれましては、『住宅防火 いのちを守る10のポイント』を参考に、火の用心を心がけましょう。

また、阪神淡路大震災の発災から30年を迎えたところですが、大規模地震時において、電気起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーを設置するなど『地震火災を防ぐ15のポイント』を参考に対策を検討してください。

『住宅防火 いのちを守る10のポイント』

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
- ⑤ストーブ、こんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ⑥住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ⑦部屋の整理整頓とカーテンや寝具は防災品を使用する。
- ⑧消火器を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑨避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑩地域ぐるみでの防火対策を行う。



詳しくは富良野市ホームページに掲載していますので
下記QRコードからご確認ください。↓



『地震火災を防ぐ15のポイント』

○事前の対策

- 1 住まいの耐震性を確保する
- 2 家具等の転倒防止対策(固定)を行う
- 3 感震ブレーカーを設置する
- 4 ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- 5 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- 6 住宅用火災警報器(連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器)を設置し、適切な維持管理を行う
- 7 地震直後の行動(8~10)について平時から玄関等に表示し、避難時に確認できるようにする

○地震直後の行動

- 8 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- 9 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- 10 避難するときはブレーカーを落とす

○地震からしばらくして(電気やガスの復旧、避難からもどったら)

- 11 ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
- 12 再通電後はしばらく電化製品に異常(煙、におい)がないか注意を払う

○その他日頃からの対策

- 13 自分の地域での地震火災による影響を把握する
- 14 消防団や自主防災組織等へ参加する
- 15 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る